

行政書士とちぎ

1

Jan. 2020

No.517



栃木県行政書士会

<https://gt9.or.jp/>



行政書士 とちぎ

2020年

1 月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 令和2年会長年頭所感
- 3 新年知事挨拶
- 4 新年挨拶（栃木県議会議長）
- 5 新年挨拶（栃木県市長会会长・栃木県町村会会长）
- 6 新年挨拶（栃木県行政書士政治連盟会長）
- 6 申請取次行政書士の動向
- 7 年男年女のみなさん
- 13 栃木県行政書士会の動き
- 17 支部だより
- 18 栃木県行政書士カレンダー（2月）
- 19 日行連だより
- 20 業務情報
- 23 おじゃましま～す！
- 24 支局かわら版（芳賀）
- 25 研修会のお知らせ
- 30 会員の動き

No. 517

今月の表紙

春日神社（日光市上栗山）



令和2年 会長年頭所感

栃木県行政書士会

会長 横山 真



新年おめでとうございます。

会の事業運営に対する皆さまのご協力に感謝申し上げます。

江戸時代に大いに活躍した近江商人の経営理念は、「売り手によし、買い手によし 世間によし」という言葉に表されるということです。商いは売り手や買い手だけが何らかの利益を得て満足するだけではいけない、社会に貢献できるものでなくてはならない。そうすることで、信用を築くことができる。学び、見習うべき考え方です。

昨年の12月4日に公布された改正行政書士法（改正法の施行は、公布の日から1年6か月後とされている。）により、第1条の法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されたほかに、一人行政書士法人の設立等が許容され、行政書士会による注意勧告に関する規定が新設されています。このうち改正された第1条は次のようになります。

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

この条文には、行政書士が果たすべき社会的責任も書かれています。

私たちの仕事は、当然、その依頼者（「買い手」）のためを考えて行われなければなりません。国民に認められた権利の実現、権利を実現することによって課せられる義務の履行を手助けする。その仕事を遂行することで、自分（「売り手」）も利益を得ることができます。しかし、利益のみを追求するのではなく、私たちは社会の一員として、常に、社会（「世間」）に役立つことは何かということも考えて仕事をしなければならない。「買い手によし 世間によし」となる仕事をすることが行政書士としての社会的責任です。近江商人の経営理念になぞらえるならば、第1条に書かれていることは、このように解釈できます。

その責任を果たすためには、私たち一人ひとりが、行政書士として専門知識を持ち、行政書士としての識見を高めるために努力しなくてはなりません。

行政書士会の責務は、会員が、その社会的責任を果たし、地域社会の中で信頼される行政書士となることができるように環境整備し、行政書士の社会的地位の向上を目指し事業を行うことです。

昨年は、台風19号が私たちの身近な地域を襲い、大きな被害をもたらしました。被災者の方々に対する支援活動等、当会としての果たすべき社会的責任を充分に果たせたのか。忸怩たるものがあります。行政書士として、行政書士会として何ができるのか。被災者支援のあり方を更に考えなくてはならない。社会が少しでも良くなるように活動することもまた、組織が果たすべき役割なのです。

「会員によし、社会によし、行政書士会によし」を目標に本年も事業を進めて参ります。

皆さまとともに全力を尽くして参りたいと存じます。

本年も宜しくお願ひいたします。

令和2(2020)年 新年知事あいさつ 栃木県知事 福田富一

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。栃木県行政書士会の皆様には、日頃から、県民や企業と行政をつなぐパイプ役として、御尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

年頭に当たりまして、私の所信を申し上げます。

知事4期目の任期の仕上げの年となりました。私は、就任以来、現場主義を徹底するとともに、県民中心・市町村重視を基本として県政を進めて参りました。今後とも、県民や市町等の声に真摯に耳を傾け、県民にとって何が最善かを考え、前例にとらわれることなく、県政が抱える課題の解決にスピード感を持って取り組んで参ります。

さて、昨年は令和元年台風第19号に伴う記録的な豪雨により、県内でも尊い人命が失われたほか、家屋や店舗、工場等の浸水をはじめ、河川・道路等の公共施設、農地や森林、農作物等に甚大な被害が発生しました。一日も早い被災者の生活の安定と被災地の復旧・復興のために、国や市町をはじめ関係機関と緊密に連携し、生活や生業の再建を全力で支援して参ります。

現在、栃木県が目指す将来像「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、来年度に計画期間の最終年度となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げを行うとともに、人口減少・高齢化、気候変動などに起因する諸課題に対応するため、中長期的な展望に立って次期プランの策定を進めております。

また、今年3月に策定する栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15(いちご)戦略」に続く次期戦略では、これまでの取組の成果等を踏まえて施策の改善・強化を図るとともに、新たな視点に基づく施策を推進して、人口減少問題の克服と地域の活力の維持に努めて参ります。

具体的には、栃木県の地理的優位性を生かし、とちぎの未来を担う若者の東京圏からのU I Jターンや、将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大に取り組むとともに、Society 5.0の実現に向けて、あらゆる分野における未来技術の導入を促進し、企業等の生産性や県民生活の利便性の向上等を図るほか、防災・減災、国土強靭化の推進により安全・安心なとちぎづくりにもつなげて参ります。

3月には、栃木県において東京2020オリンピック聖火リレーが実施されます。また、夏に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ハンガリー選手による事前トレーニングキャンプの実施が予定され、多くの外国人観光客が来日することが予想されることから、拡大するインバウンド需要を取り込むほか、その2年後に栃木県で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」につきましても、県民総参加で感動を共有できる大会となるよう、各種取組を着実に進めていきたいと考えております。さらに、栃木県の魅力・実力を、デジタル技術を活用して国内外に発信するなど、とちぎブランドの確立により一層努めて参ります。

県民の皆様が未来に希望を抱き、ふるさとに誇りを持てるとちぎを創るために全身全霊で取り組んで参りますので、一層の御理解と御支援をお願いいたします。

本年が栃木県行政書士会の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

令和2(2020)年1月

栃木県知事 福田富一



新春のごあいさつ

栃木県議会議長 早川尚秀

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのことと存じます。

御承知のとおり、栃木県議会は昨年4月の改選により、新体制でスタートいたしました。県民の皆様の信託を受けて今ここにあることを議員一人ひとりが強く自覚する中で、私は、歴史と伝統ある栃木県議会の第106代議長に就任いたしました。以来、令和の新しい時代とともに、公正・公平で活発な議会運営に全力で取り組んで参りました。

その重責を果たしながら新年を迎えることができましたのも、ひとえに皆様方の温かい御支援、御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

近年、全国的に自然災害が相次ぎ、従来の気象災害の常識が通用しない形で私たちの生活を脅かしております。比較的災害が少ないといわれた本県においても、昨年10月、台風19号により各地で甚大な被害に見舞われ、尊い命が失われたほか、多くの方々が被災されました。

県議会では、一昨年策定した「栃木県議会災害対応計画」に基づき、全議員が一丸となって被災者の生活の安定、被災地の復旧・復興に全力で取り組んでいるところであります。ハザードマップの整備・拡充や、災害廃棄物の処理等の残る課題については、二元代表制の一翼を担うものとして、一日も早い復旧・復興に向け、引き続き力の限りを尽くして参ります。

さて、今年3月に、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15(いちご)戦略」に続く次期戦略が、有効な対策の重点化と新たな視点での施策を再構築し策定されます。また、次期戦略と並行して策定する、2021年度始期の「次期プラン」について、現在検討を進めているところです。次期戦略と方向性を合わせ、本県を取り巻く社会経済環境の変化や、地域の課題にしっかりと向き合い、様々な課題の克服と、地方創生の実現に向け検討を進めて参ります。

今年は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が、そして2年後には本県で第77回国民体育大会「いちご一會とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一會とちぎ大会」が開催されます。

この好機を確実に捉え、本県が未来に向けて力強く進んでいくために、県議会の果たす役割は大変大きいものと感じております。議会の政策立案機能の更なる充実に努め、皆様からの期待、信頼に応えながら、誰もが夢や希望を持って安心して暮らせるとちぎの明るい未来の礎を築いていけるよう力を尽くして参ります。

どうか皆様方におかれましては、「行政手続きの専門家」・「街の法律家」としてのお立場から、行政運営の円滑化や県民の生活向上のため、今後とも御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



新春のごあいさつ

栃木県市長会会長 佐 藤 栄 一

明けましておめでとうございます。

2020年の年頭にあたり、県内市長を代表いたしまして、御挨拶を申し上げます。

本年は、「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されるオリンピックイヤーであり、この夏は、選手の皆さんとのこれまでの努力の成果が大いに発揮されることを期待するところです。また、多くの外国人観光客が本県を訪れていただける絶好の機会でもあります。

さて、激甚災害に指定された昨年10月の台風第19号の豪雨災害では、本県においても、多大な被害が発生し、今もなお復旧作業が続いております。近年の災害は複雑多様化・広範囲化しており、災害が発生するたびに新たな課題が浮き彫りになっていることから、同じような被害が起きることのないよう対策の強化、充実を図らなくてはならないところであります。

私たち栃木県市長会といたしましては、14市相互の連携をさらに強化していくことはもとより、栃木県、栃木県町村会などとも連携しながら、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に努めてまいります。

栃木県行政書士会の皆様におかれましては、行政手続きの専門家として、また、地域住民と行政のパイプ役として、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新春のごあいさつ

栃木県町村会会长 古 口 達 也

令和最初の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

行政書士会の皆様には、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

目まぐるしく社会情勢が変化していく中で、住民と行政をつなぐ架け橋として、ご尽力いただきしております行政書士の皆様に対し、深く敬意を表する次第であります。

昨年10月の台風第19号等による豪雨災害は、激甚災害に指定され、本県においても多数の人が被災されました。近年の頻発化・広域化する大規模な自然災害は、住民生活や社会資本にも甚大な影響を与え、住民の安全安心な生活を大きく脅かしております。

そうした中、我々栃木県町村会11町は、栃木県、栃木県市長会などの連携を一層強固なものにし、防災・減災対策の着実な推進を図るとともに、改めて、地域住民の安全と豊かな生活を構築するのは行政の責務と考え、全力を傾注すべく、決意を新たにしております。

行政手続きの専門家であります行政書士の皆様におかれましては、今後とも町村行政の円滑な遂行と地域住民の福祉の増進に対し、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年の始めに当たり、栃木県行政書士会のますますのご発展と、皆様にとって幸多き一年でありますようお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

栃木県行政書士政治連盟 会長 青木 勇夫

皆様 新年おめでとうございます。

日頃より、各方面から組織の活動に格別のご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

昨年は令和の元年を始めとして、国事行為等おめでたいことがありました。10月の台風19号は県内外に甚大なる被害をもたらしました。被災された方々には心より御見舞いを申し上げます。

さて、政治連盟としては、行政書士の更なる「地位の向上」と「職域の拡大」、加えて「公的機関への登用」を目指し、那須塩原市、小山市、矢板市、足利市を横山行政書士会会长、諏訪議員連盟会長、行政書士会各支部長と私とで表敬訪問をして参りました。

つきましては、本年度中には朗報があることと大いに期待しているところでございます。このように、昨年度は例年ない活発な活動をしました。

そして、昨年は国関係では「行政書士法の一部を改正する法律」が衆参両院で可決成立しました。このような希望実現のため、単位会政治連盟でも組織としての政治活動は不可欠です。どうぞご理解をお願いいたします。

結びになりますが、本会と政治連盟が両輪正比例して向上していくことを心より願い挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



令和2年 新春交流会のご案内

今年も下記の内容で「新春交流会」を開催致します。
今回は素敵な余興もあります。ぜひご参加ください。

日 時：令和2年2月14日（金）
17時開会（受付は16時から）

場 所：「ホテル東日本宇都宮」大和西の間
宇都宮市上大曾町492-1
TEL 028-643-5555

申込締切日：2月3日（月）

※申込方法は、事務局にお問い合わせください。



年男年女のみなさん



6回目の「子(ね)」を迎えて

鹿沼支部 浅野吉知

新年あけましておめでとうございます。

今年の干支は「ネズミ」で12支の一番初めの干支であるため、清々しい気持ちになり、これから的人生の再出発になると考えます。

私が行政書士登録をしたのは昭和53年10月ですから早42年となります。この間、栃木県行政書士会における色々な出来事を思い出します。特に行政書士会館の建設は画期的な出来事でした。自前の会館を持つということは、関東地方協議会の中では一番早い建設でした。これも会員の皆様のご理解があったためと認識しております。

私の入会当時のことを思い起こせば、図面や申請書の書き方などが解らず先輩たちと役所の担当者を講師にして研究を行い、許可申請の手順等を確立してきたことです。

このように先輩たちが築いてきた、栃木県行政書士会は今や、多くの県民、又、官公署における行政書士としての認識が、私の入会当時とは格段に違っていました。

これからも、誇り高い行政書士となることを目標に一層の精進を重ねていきたいと思います。



新 春

宇都宮支部 八木 功

新年、あけましておめでとうございます。

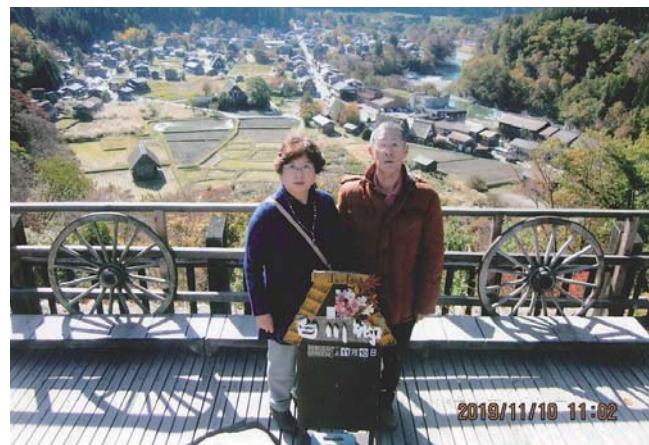
団塊の世代と言われています、昭和22、23、24年生まれも70歳代に達し、その中でも私は23年生まれの一番人口の多い年代として過ごしてまいりました。

身体は年とともに衰えを感じていますが、精神力だけは負けまいと、気力を振り絞ってきました。

世の中の情勢も変化しており、高齢化に伴い定年も延長傾向にあります。

これからも社会構成の一員として、皆様とともに歩んで参りたいと思う今日、この頃です。

今年一年が、良い年となりますようご祈念申し上げます。



私の人生、筆とマイクで

塩那支部 萩原正紀

私は、行政書士を営みながら演歌歌手（烏山太郎）としても一応活躍している。ネットでキングレコード烏山太郎と検索すると出てくる。「華厳の滝よ」という歌で販売、余り売れなかつた。作詞、荒川利夫（抱擁、熱海の夜、他数々の曲）で大ヒット、作曲は岩上峰山（最近、母のかばん）でヒット、編曲は（兄弟船、風雪ながれ旅）などを手がけた元船村徹先生のお抱えである現在北島三郎さんの編曲などの先生である。あと11曲あるが歌の世界は難しい。でも沢山の大物歌手をゲストに迎え（五月みどり、金田たつえ、など）また地元出身森山愛子の前座3回、市川由紀乃の昼夜の2回前座出演した。それも行政書士をしながら、メジャーにはなれなかつたが、歌は趣味としていた、自慢の人生でした。今年は年男でもあり、人生の区切りとして、健康には十分注意して、歌も行政書士にも定年がありませんので、妻と犬ちゃんと一緒にこれからも頑張って行きたいと思います。



首里城にて

宇都宮支部 鈴木利子

「沖縄首里城消失」のニュースには驚きました。城好きの私としては、とてもショックでした。

昨年6月に念願だった首里城に行ってきましたが、本土の城とは、又趣の違う色鮮やかな城でとても感激しました。

また、案内の人も当時の衣裳を着て、琉球王朝時代の説明をして下さいました。

その首里城正殿が焼けてしまったのだ。とても残念でなりません。

でも、いつの日か再建出来た時には、また、会いに行きたいと思います。その日まで、トレーニングを重ねて身体を維持して行こうと仕事に運動に頑張っております。

新しい年を迎え、今年が皆様にとって良き一年になります様に御祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



『アッ！！という間の12年…

48歳から60歳へ5回目の子年を迎えて

宇都宮支部 中三川 浩志

早いもので令和2年が始まりましたね。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。今年は、生まれてから5回目の自分の干支を迎えます…ハイ！！！いよいよ今年は60歳になるのですよ(^_^;)…エッ！！！60歳には見えないって？？？…誰もそんなことは言ってないよ！！！”(-“”-)”なんて…

振り返ってみると、私にとって昨年は、とにかく「アッ！！」という間に過ぎてしまったという感じの一年でした、生涯で一番早く一年が過ぎてしまった年と言ってもいいのではないかと感じます…。

そんな私の最初のねずみ年は12歳…小学6年生、肥満児でした”(-“”-)”、縦と横がわからないくらい(^_ω^)…中学2年にはスマートになりましたがね(^_^;)そして、次のねずみ年…行政書士試験に合格した年ではないかと思います。当時の県庁正門に貼り出された発表を見に行った時、とてもドキドキしていましたことを覚えています。さらにその後は36歳…社交ダンスの道に転身して独立した年(^_-)☆。新しい世界へのチャレンジで不安もありながらもその準備にワクワク(^_-)☆。仕事が終わって片づけをしたあと、夜中の2時頃まで練習をしていたことが思い出されます。その頃は何をしていても出来ない事は無いなんて思ってましたね！(^_^)!。さらに時は進み48歳、その2年前に膝をけがしてしまいリハビリをして乗り越えたけれど今後どうなんだろうかという不安が湧き上がってきたころでもありました。

そして正にその当時、今回と同じように寄稿依頼があって、『いつまでも勉強…パーソナリティを高めよう！！！ そして自分を信じよう！！！』なんて書いていたことを覚えています(^_-)☆…しかしその後どうだったでしょうか？？？（自分への問いかけ(^_^ゞ…）

こんなふうに振り返ってみると、この12年間で何をしてきたか？？？ 何が変わったか？？？はたまたその目標のために何か努力をしたか？？？…思うことはたくさんあります。そう考えたとき、12年前は行政書士の仕事もほとんどできない状態（登録はしていたが、ほとんどやっていなかった）でした。しかしながらこの12年の間に、お陰様で話し合える行政書士仲間も増え、依頼を受けた案件に対してアドバイスを頂ける先生方にも出会うことが出来ました。そしてその結果少しづつ行政書士の仕事が出来るようになったこと、それはとにかくありがたい財産となり、とても嬉しく思っています。さらに周辺知識の習得についてもできる限り積極的に吸収しようとしていたことも講じて仕事の幅もほんの少しづつではありますが広がっていったこと、などなどホント嬉しく感じられます。皆様ありがとうございます！！！

私は、現在も社交ダンス教師の仕事と並行しての行政書士としての活動ではありますが、出来ることはしっかりと、出来ないことは出来るように、そしてどんな問題に対しても積極的に自分の持てる力を出していけるように日々研鑽努力を続け、はたまた事あるごとに自分自身を振り返り、自分の思考に自信をもって行動していくようにしていきたいと思っています(^_-)☆

まだまだ未熟な行政書士ですが、最後に私の語彙から一言…

『自信とは、自らのすべてを認め信じてあげること。だから自分に自信を持て！！！しかし、それに疑問を投げかけてみることも忘れてはいけない大切な事である』

そして『もう一度新しい年を迎える自分に感謝し褒めてあげよう！！！(^_-)☆！！！』

ということを念頭に置きながら、迎えた5回目のねずみ年（端的に言えば「還暦」：サラリーマンであれば定年の年）にあたって、さらなる研鑽を積みながら元気に乗り切っていけることを祈願しています。

皆様何卒よろしくお願ひいたします。



青春とは

令和最初の新年を迎える「新年の 富士に輝く ご来光 とどかるもの みな美しく」と一首詠いながら、栃木県行政書士会会員各位の益々のご健勝ご活躍、ご多幸と青春を謳歌されん事を祈念しながら本題に入ります。

青春とは、人生のある期間や年齢ではなく、心の持ち方を言う。若い肉体ではなく、逞しい意思、豊かな想像力、炎える情熱をさす。年を重ねただけでは人は老いない。理想を失うとき初めて老いる。

歳月は皮膚にしわを増すが、情熱を失えば心はしほむ。年齢に関係なく人の胸には、驚異に魅かれる心、幼児のような未知への探究心、人生への歓喜がある。人から神から美・希望・喜び・勇気・力の靈感を受ける限り、我々は若い。頭を高く上げ希望の波とらえる限り、八十歳であろうと人は青春にして已む。

佐野支部 江田政志



子年に思いをよせて！

男の子年は現実的な考え方ができる人が多い。実現可能な目標を立て、それに向けてコツコツ努力をすることができると言われています。しかし、私の人生を振り返るとどうだろう・・・・？

今年は私も年男。これまでの人生とは違った年男の追い風を吹かせ、あらたな人生行路を進んでいこうと思う。

小山支部 生田目安夫



下手な字

木村君これは、ほかの人に書いてもらった方がいいよ。23歳、昇格申請書を海外の勤務地で書いていた時だった。字が下手だからだ。

帰国後、工場の重要会議の議事録作成、字を書くのが遅く、下手なのでかなり惨めだった。行政書士試験の論文。早く書く練習をかなりやったダメだった。母から頼まれたご祝儀袋の名前書き。昇進試験の申請書。全部下手。東北地区のハイビジョンサービス担当で宿泊先のホテルのチェックイン、ゴルフ場受付での住所氏名の記入。これもダメ。

病気かな。ボールペンの持ち方を人指し指を親指より先に出し、横線は親指、縦線は人指し指で書いたら65歳ぐらいで益しになった。42年かかった。今、テニス、ゴルフのスイングで5年間悩んでいる。でもたったの5年か。

宇都宮支部 木村久夫



新年にあたって

宇都宮支部 佐藤 達也

新年あけましておめでとうございます。

昨年、原稿依頼を受け取ったときにはじめて、自分が今年48歳になることに気が付きました。

2020年は東京でオリンピックが開催される年であり、日本にとって大きな節目の年になります（因みに私の生まれた1972年は、日中共同声明によって、日本と中国の国交が結ばれた年です）。子年は十二支の最初にあたり、再び新しいサイクルがスタートする年と考えられています。

未来への大きな可能性を感じながら、この一年を楽しみたいと思います。

本年もよろしくお願ひ致します。



王様の気分は如何に？

塩那支部 村上 和雄

以前、夫婦でベトナムの古都フエ（世界遺産）を旅した際にグエン王朝時代の王様の衣装を身に着けて宫廷料理を味わう体験をした。

王様は常に為政者としての威厳とカリスマ性が求められ、豪華で威厳あるお召し物を身に着けているが心の休まる暇などはなかったようで悲哀も感じられた。

それに比べ一般の庶民は生活が苦しくとも些細なことに喜びや樂しみを発見し、民族独自の文化を育んでこられたことに対し、畏敬と感動を覚えた。

新年を迎え、凡人の私には世の指導者の心を読み解けないがせめて争いの無い社会をめざしてほしいものである。

私も気が付けば今年で72歳。これまで健康で平穏に過ごせてこられたのも周りの支えと感謝しつつ、子年の「ねずみ」の如く回れないが行政書士と地域の区長をつうじて社会貢献の一役を果たせるよう努めて参りたい。



子年（ねどし）に寄せて

足利支部 吉沢 文雄

古代中国の思想家孔子の言葉をまとめた「論語」では、七十歳台を「従心」と表現しています。平たく言うと、今の自分にふさわしい生き方をする、の意です。この世に生を得て七回目の干支を迎えることが出来、来し方には深い感謝を、そして行く末にはささやかな希望を抱く念頭です。令和元年は異常気象による風水害に悩まされた年でしたが、今年こそは、日々健康長寿を願うなかで、少しでも地球温暖化対策に配慮した生活を送りたいと思っております。実際には老いとの闘いの連続ですが、あと5年後に迫った2025年問題を始めとする社会貢献事業と、地域活動に力を注ぎつつ、社会の「一隅を照らす」思いで、ささやかな努力を重ねていく所存です。



「令和2年 年頭にあたって」

足利支部 三上 洋子

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、「平成」から「令和」へ、即位礼正殿の儀にはじまった御代替わりの一連の儀式を、国民の一人として心に刻んだ年でした。

2千年以上の長きにわたり、「縦」でひと筋につながってきた日本の皇統を、我々は有り難く頂いている。その御存在を深く強く静かに受けての新年となりました。

この令和2年は、経済観測の点からいえば、ひとつは「オリンピック後」が注目され、もうひとつは、キャッシュレスポイント還元事業が終わる6月を景気変動の端緒とする見方など多々あります。業種によって捉え方は変わりますが、激動とも予測される令和2年のかじ取りをなさる経営者の皆様のお役立ちを通じて、お客様の経営に貢献していくことが当事務所の使命であると再認識しております。微力ではありますが、地域の発展のために努力してまいります。どうぞ、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。



父(浅沼邦夫会員)の誕生日会にて

子年にあたっての抱負

宇都宮支部 小林 信幸

早いもので、4度目の年男を迎えることになりました。前回の年男の時(会社員時代)には、今、行政書士として事業を営んでいることなど、全く想像もしていませんでした。本当に不思議な感覚です。未来は何があるか分からぬものですね。

今年の干支は「鼠」。「窮鼠猫を囁む」ということわざがありますが、追い詰められたネズミが猫を囁むように、苦難は好機と捉えて前進していく器の大きい人間を目指していきたいと思います。また、十二支の最初となる子年、新しいことにチャレンジして、頭でっかちにならず、ねずみのように敏捷に動き回って、コツコツと地道に頑張っていきます。



年女を迎えて

塩那支部 檜山 佳世

新年あけましておめでとうございます。

今年3度目の年女を迎えることになりました。前回年女だった12年前を思い返すと税理士試験の真っ只中であり、とにかくがむしゃらに勉強をしていましたが、税理士試験合格後も日々勉強の12年間だったと思います。昨年は令和への改元がありましたが、私としても息子が七五三を迎え節目の年となりました。その年に行政書士会に入会させていただき、また今後の12年間も勉強の日々だな、、、と思っております。4度目の年女を迎える時にはさらにバージョンアップされているように精進していきたいと思います。最後に皆様にとって素晴らしい1年となりますようにご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

栃木県行政書士会の動き

第3回理事会

令和元年12月1日（日）午後1時～

鬼怒川温泉ホテル

- ・開会に続きご逝去者に対し、黙祷。

- 報告事項（1）日本行政書士会連合会の近況報告
- （2）令和元年度行政書士試験実施結果の報告
- （3）台風19号における会員の被災状況の報告

議長の就任及び議事録署名人・書記の任命の後、議案審議に入る。

議案第1号 令和元年度事業推進状況について
～中間監査報告～

この件は承認された。

議案第2号 補正予算の承認について

この件は承認された。

議案第3号 会費の免除返還申請について

この件は承認された。

- ・協議事項
- ・支部長会からの要望について

- ・令和2年度事業について～行政書士法制定70周年記念事業
- ・市民公開講座の実施について
- ・令和2年度定時総会及び今後の予定について
- ・その他、各支部からの意見等



(広報部 小平磨弓)

CAD研修会

土地利用開発部では、11月15日（金）行政書士会館にて午後1時30分より標記の研修会を実施しました。講師は元副会長の稻葉昌俊先生です。土地利用に関する各種許認可申請において、図面作製は手書きからパソコンによるCADソフトを利用するようになっているのが現状です。一般的には100万近いソフトを買ってもなかなか使いこなせないのですが、稻葉先生はJwwなどのフリーソフトを自由に駆使する全国的にも数少ない行政書士です。栃木県行政書士会にはこのように各方面にわたって素晴らしい技能や経験を持つエキスパートがたくさんおります。稻葉先生のほかに私の知るだけでも、開発の前澤先生、会計の金敷先生、入管の深見先生、建設業等の鈴木康夫先生等々枚挙にいとまがありません。これらの方々を私は栃木県行政書士会の「会宝」と呼ん

でいます。新入会員の皆さんに置かれましては、このような恵まれた栃木県行政書士会で、多方面にわたって思う存分チャレンジされるよう期待するものです。



(土地利用開発部 秋葉憲司)

産業廃棄物収集運搬業基礎研修会

11月29日（金）午後1時30分より、栃木県行政書士会館2階において産業廃棄物収集運搬業基礎研修会が開催されました。

講師は栃木県環境森林部廃棄物対策課係長 篠崎泰英様にお願いしました。

この研修会は産業廃棄物収集運搬業の申請の仕方、申請書の書き方を重点に学びました。申請書の書き方の例は栃木県ホームページで見ることができます、申請する法人（個人）によって書き方の状況は全く変わってきます。

このようなことを申請書を審査する側として説明していただきました。

栃木県職員の方から申請のポイントをお話ししていただく機会はあまりないのでとても貴重な研修会になったのではないかと思います。

今後も定期的にこのような研修会を企画していきたいと思います。



(建設環境部 片柳秀明)

産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会

12月10日（火）午前9時30分より、宇都宮文化会館3階第一会議室において産業廃棄物収集運搬業特別研修会が開催されました。

栃木県に申請する場合、この特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準に行政書士も含まれることになります。

受講内容は【1時間目】廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要【2時間目】産業廃棄物処理業等の許可申請の実務を田渕徹会員に講義していただきました。田渕会員は重要な法律条文を細かく丁寧に説明していただきました。



午後1時30分より【3時間目】財務諸表に基づく経営分析【4時間目】産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務について松岡英彦会員に

講義していただきました。財務に関しては難しいイメージがありますが松岡会員は、誰でも理解できるように説明していただきとてもわかりやすかったです。



午前9時30分から午後5時までと長丁場の研修会でしたが、非常に内容の濃い有益な研修会がありました。

(建設環境部 片柳秀明)

市民法務部 シリーズ「相続」 第3回 研修会

12月12日（木）午後1時30分より栃木県教育会館小ホールにて、シリーズ「相続」第3回研修会が開催されました。

今回は2部形式、まず第1部は宇都宮地方法務局不動産登記部門登記官 羽入田和弥氏より「法定相続情報証明制度」についての講義がありました。

「法定相続情報証明制度」とは、各種の相続手続きの際に必要な戸籍関係書類等一式を提出する手間を省力化して、手続きの負担軽減を図る制度です。本制度の利用上の留意点は、相続人の住所は任意的記載事項であることや相続放棄や遺産分割の結果は記載されないことや、廃除された推定相続人の氏名等は記載されない、といった点があげられます。申出から原則翌々日までには交付されることや偽造防止のためにも訂正は認められず差し替えとなるといった注意点の説明もありました。

相続手続き全般の社会的コスト削減のためにも相続登記の促進のためにも今後の利用促進が期待されます。

続いて第2部は、本会会員である金敷 裕氏より、「許認可手続きにおける相続」を講義して頂きました。まずは許認可等における事業者が人

（自然人）の場合、相続人が被相続人の地位を承継する旨の規定が根拠法にある業種と地位の承継に関する規定が根拠法にない業種に大別される説明がありました。また、相続人が被相続人の地位を承継する旨の規定が根拠法にある業種においては、届出によってその地位を承継することができる業種と申請又は申告等によってその地位を承継することができる業種に分けられる旨の説明がありました。

その後は届出によって、その地位を承継することができる業種の例や根拠法令の説明がありました。

最後に、平成30年10月22日に行われた規制改革推進会議での配布資料が示され、今後の個人事業主の事業承継時の許認可手続きの簡素化について説明がありました。

第2部は許認可申請業務を主な業務として行っている方にとって必要な知識を感じました。

シリーズ「相続」研修会は年明け2回予定しています。奮ってご参加頂きますようお待ちしております。

（市民法務部 岡村浩雅）

市街化調整区域の開発行為研修会 改正農業経営基盤強化促進法等の施行等に関する研修会

土地利用開発部では、12月17日（火）「市街化調整区域における開発行為について」と、「農業経営基盤強化促進法等の改正に関する研修」が実施されました。

第1部は土地利用開発部員である秋葉会員が講師となり、18名の参加者が受講されました。実務経験からのエピソードや、行政に対しての姿勢など初心者に対して講師の長年の実体験からの講義がありました。

開発行為は全く同じ事件ではなく、毎回初めての現場、関係者となりますので、基本的なサンプルと、注意点を押さえればそれほど難しい業務ではありません。経験を積んで業務に慣れることが自信をもって業務取扱しますといえるようになります。わからないこと、不安なことは土地利用開発部の部員に聞いてください。



また関連業務も多彩です。一人で不安なら仲間を作つて共同でこなせばいいのです。周囲を商売敵とするのではなく、商売仲間という意識でネットワークを作っていくのです。お客様の目的をかなえるため行政との間に入つて仕事をさせていただくわけですから、個人の利害は二の次にしましよう。

第2部は栃木県から農政課農地調整班の印南茂係長より、農業経営基盤強化促進法等の改正について講義があり、24名が受講されました。

これは実務をやっていないとわからない部分があつたかと思いますが、所有者不明土地（農地に関して）の利用について利用しやすくなるものです。

また「農作物栽培高度化施設」という施設の概念が創設され、農地転用許可が不要な場合があるとの講義です。

これらは平成30年11月16日に施行されたもので、行政書士とちぎ平成31年1月号また当



会の会員専用ホームページにも掲載がありますので、業務を取り扱う会員は参考にしてください。

(土地利用開発部 佐藤栄一)

風俗営業許可研修会の開催

12月19日（木）午後1時30分から当行政書士会に栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課 課長補佐 別井則崇氏、（公社）栃木県防犯協会地域安全対策係長 風俗環境浄化協会調査官塚原茂氏をお招きし、会員14名の参加の下開催されました。

1時限目は、塚原氏から「現場調査から見る問題点について」のテーマで講義をいただきました。



1. 本年度の許可申請状況については、宇都宮東警察署管内57件、宇都宮中央警察署管内12件、小山警察署管内8件で昨年より若干減少傾向にあるが、毎年1～3月にも集中した許可申請がある。

2. 現場調査から見る問題点（着眼点）として、（1）客室内部の外部からの見通し状態、（2）施錠の設備（3）客室の面積、（4）写真、広告物、装飾等、（5）室内の照明設備、（6）立入禁止の表示、（7）料金表示の各項目について実際に現場調査をしている講師からの具体的な不的確事例が写真等を活用しながら説明いただきました。

2時限目は、別井氏からは令和元年12月14日から○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、○警備業法、○探偵業法、○古物営業法、質屋営業法の一部が改正され、欠格事由が変更となった。

具体的には「成年被後見人及び被補佐人」（質屋営業法は成年被後見人のみ）が欠格事由から削除され、「精神機能の障害により、各業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」が新設された。これに伴い、申請、届出時に必要な添付書類のうち「登記事項証明書（登記されていないことの証明書）」は不要となったが新たな書式の「誓約書」が必要となった。



申請に関連して（1）代理申請に関する留意事項、（2）申請書類の確認（用途地域の確認、保護施設の有無、現地と図面の整合性）、（3）法の尊守（名義貸し等）について過去の検挙事例等をあげながら具体的に講義いただき有意義な研修会でした。

(運輸交通風営部 田代勝康)

台風19号による被災中小企業向け支援事業 グループ補助金研修会開催

12月24日（火）14時より栃木市の栃木商工会議所において、台風19号により被災した本県中小企業の事業や雇用の復旧支援を目的とする、グループ補助金研修会を開催いたしました。参加者は、役員を含め49名と、多くの参加がありました。

横山会長から、会員の被災状況等のお話を含む挨拶があったのに続いて、第一部は岡本祐樹会員による補助金制度の概要についての説明と質疑応答が、休憩を挟んで第二部は青木裕一会員による栃木県作成のQ&Aを用いた解説と質疑応答がそれぞれ行われました。参加者には、被災地域に居住又は事務所を構える会員も多く、身近に被災企



業があるためか、参加者の皆様は熱心に受講され、活発な質疑の中に真剣さが滲んでいました。

今回の研修会は、栃木県行政書士会として、被災中小企業向け支援に取り組む一環として行われました。研修会の最後には、講師も務めた青木中小企業支援部長より、参加者の皆様に配布したグループ補助金等に関する中小企業支援部の事業への協力に関する名簿登載申込書についてご説明するとともに、被災企業からの相談及び申請へ協力できる会員を募集しました。今後、名簿に登載された会員の皆様には、更なる研修会のご案内や、被災企業からの相談の状況等に応じて、協力をお願いすることがあるかもしれません。その際は本事業の趣旨を踏まえ、積極的なご協力を賜りますようお願いいたします。

また、被災企業の中には、グループ補助金の存在もしくは受給対象となり得ることを知らずに困っておられる会社もまだまだあることと思います。中小企業支援部としても今後更なる広報活動を行って参りますが、会員の皆様におかれましては、身の回りの被災企業の皆様への制度や行政書士会の支援事業の周知についてもご協力いただければ幸いです。

（中小企業支援部 小倉純一）



【栃木】

栃木支部研修会・忘年会

12月6日（金）午後3時より、サンプラザ「すいごう」にて、栃木支部研修会が行われました。

風間先生による改正入管法のご講義。今年4月に改正され、新設された在留資格「特定技能」の

現状に触れ、入管業務の基礎となる事から、実務的な事までお話しされました。

その後は忘年会には小山支部の会員も参加いただき、懇親を深めました。



（支局長 鈴木直弥）



栃木県行政書士会カレンダー（2月）

日	予 定	時 間	主 催
2 日	無料相談会（於：道の駅はが）	14:00～16:00	芳賀支部
4 火	登録説明会	10:00～	総務部
5 水	支部長会	11:00～	
	暴力団等排除対策委員会	13:30～	暴力団等排除対策委員会
	支部長への連絡会	14:00～	総務部
6 木	運輸交通風営部会	13:30～	運輸交通風営部
7 金	シリーズ相続研修会⑤「民法改正（相続法）とその後の実務について①」、「民法改正（相続法）とその後の実務について②」	13:30～16:40	市民法務部
10 月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
	広報部会	13:00～	広報部
12 水	T I A相談会	10:00～	国際部
	外国人在留資格無料相談会 (於：足利市生涯学習センターハイアット)	13:00～16:00	足利支部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	総務部会	13:30～	総務部
13 木	補助金&融資に関する研修会	13:30～15:30	中小企業支援部
14 金	新春交流会（於：ホテル東日本宇都宮）	17:00～	
15 土	貨物自動車運送事業研修会 第2回	13:30～16:30	運輸交通風営部
	市民公開講座（宇都宮）	13:30～	広報部
	市民公開講座（佐野）	13:30～	広報部
16 日	市民公開講座（矢板）	13:30～	広報部
17 月	U C I A相談会	15:00～	国際部
19 水	K I F A相談会	10:00～	国際部
	行政書士専門相談（於：小山市役所庁舎地下1階市民相談室） (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	国際業務研修会	13:30～	国際部
20 木	T I A事業者向け相談会	10:00～	国際部
	登録説明会	10:00～	総務部
21 金	倫理研修会	13:30～16:40	総務部
22 土	市民公開講座（足利）	13:30～	広報部
	市民公開講座（小山）	13:30～	広報部
	市民公開講座（那須塩原）	13:30～	広報部
23 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
26 水	制度推進部会	10:00～	制度推進部
	行政書士専門相談（於：小山市役所庁舎地下1階市民相談室） (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
27 木	財務部会・会計精査	10:00～	財務経理部
	行政書士専門相談（於：下野市保険福祉センター「ゆうゆう館」会議室） (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
29 土	福利厚生旅行（日帰り）		総務部

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
1050	R1. 12. 5	コンプライアンス研修DVDの配布について
1066	R1. 12. 5	行政書士法の一部を改正する法律の公布について
1062	R1. 12. 12	令和元年度12月分会費納入について（お願い）
1076	R1. 12. 12	医療法人に関する制度等についてのセミナーの開催について（周知）
1084	R1. 12. 12	行政書士法の一部を改正する法律の公布について（差し替え）
1095	R1. 12. 12	令和2年度申請取次関係研修会の開催予定について
1142	R1. 12. 24	古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について（周知）
1156	R1. 12. 24	中央共同募金会「遺贈・相続寄付に関するパンフレット」に係る周知協力について（依頼）
1167	R1. 12. 24	本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（周知依頼）
1168	R1. 12. 24	マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）
1184	R1. 12. 27	理事会の開催について

財務経理部からのお知らせ



1月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については1月末日までに1月～3月分までの会費を納めることがとなっております。（当会会則第20条第3項）

皆様の御協力をお願い致します。

《引落し日》



今回はT-NET、ゆうちょ、その他の金融機関、全ての方が

1月27日（月）となります。



納入期日（今回は第3期分に該当します。）

第1期分（4月～6月） → 4月末日

第2期分（7月～9月） → 7月末日

第3期分（10月～12月） → 10月末日

●第4期分（1月～3月） → 1月末日

子



栃木県開発審査会運営規程の一部改正について

～栃木県県土整備部より～

標記の件について栃木県県土整備部都市計画課より周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりで、ご覧ください。

[栃木県開発審査会運営規程の一部改正について（通知）.pdf](#)

[栃木県開発審査会運営規程の一部改正について.pdf](#)

[栃木県開発審査会運営規程.pdf](#)

[新旧対照表.pdf](#)



小山市立地適正化計画について

～小山市都市計画課より～

標記の件について小山市都市計画課より周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりで、ご覧ください。

[小山市立地適正化計画の周知について（依頼）.pdf](#)

[小山市立地適正化計画（概要版）.pdf](#)

[小山市立地適正化計画に係る届出の手引き.pdf](#)



都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正について

～栃木県県土整備部より～

標記の件について栃木県県土整備部都市計画課より周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりで、ご覧ください。

[都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正について（通知）.pdf](#)

[栃木県公報 号外 第42号.pdf](#)



国土交通大臣許可建設業者の申請窓口の変更について

標記の件について、都道府県経由事務の廃止にともない、令和2年4月1日から、各種申請書・変更届出書については「関東地方整備局 建政部 建設産業第一課」まで直接持参または郵送による提出が必要になります。（※山梨県内に主たる営業所のある許可業者を除く）

詳細は令和2年2月頃改めて周知されるようです。詳しくは、関東地方整備局のホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan00000052.html>



古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について ～日行連より～

標記の件について日行連より周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりますので、ご覧ください。

[【日行連発第1142号】古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について.pdf](#)

[【別添】主たる営業所等の届出について.pdf](#)



令和元年台風19号被害に係る建築基準法及び都市計画法関係申請手数料の減免措置について ～栃木県国土整備部より～

標記の件について県土整備部より周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりますので、ご覧ください。

[令和元年台風19号被害に係る建築基準法及び都市計画法関係申請手数料の減免措置について.pdf](#)

[建築確認等申請手数料リーフレット.pdf](#)

[開発許可等申請手数料リーフレット.pdf](#)

事務局からのお知らせ 職印証明書の発行について

当会では職印証明書を発行しています。（金融機関等で提出を求められることがあります。）

申請書は会員専用ホームページの最初のページ「各種申請様式」に掲載されています。

	職印データ提出済の場合	職印データ未提出の場合
会員による窓口申請	○	○
会員による郵送での申請	○ ※手数料は申請時にお支払下さい。（★） 入金確認後、証明書を発行いたします。	✗ ※会員本人が職印を持参のうえ、栃木県行政書士会事務局窓口にて申請をしてください。
補助者による窓口申請	○ ※会員が作成した「職印証明書交付申請書」を持参すること。 ※窓口で補助者証を提示すること。	
補助者以外の使者による窓口申請	○ ※会員が作成した「職印証明書交付申請書」および会員からの委任状を持参すること。 ※使者の本人確認書類（写真つき）を持参のこと。	
提出書類	職印証明書交付申請書（栃木県行政書士会会則施行規則 別記様式第14号）	
手数料	1,000円（1通）	

（★）手数料の振り込み先 ゆうちょ銀行

[ゆうちょ銀行からの振込の場合] 00380-2-13219 栃木県行政書士会

[他金融機関からの振込の場合] 店番039 当座 0013219 栃木県行政書士会

↑店番はカタカナ「ゼロサンキュー」で検索



古物営業法の一部改正に伴う『主たる営業所等届出書』の提出について ～運輸交通風営部より～

古物営業法の一部改正に伴い、現在、古物商の許可を受けている方は、令和2年3月31日までに主たる事務所を管轄する警察署に「主たる営業所等届出書」を提出する必要があります。栃木県警のホームページに掲載されている資料を掲載します。

古物商のみなさんへ

重要

手続きが必要です！

古物営業法が一部改正されました。

現在、古物商(古物市場主)の許可を受けている方は、

令和2年3月31日まで

に、主たる営業所(営業所が1つの場合は当該営業所)を管轄する警察署に

「主たる営業所等届出書」

を**提出**する必要があります。

届出をしないと令和2年4月1日以降は現在の許可が失効し、新たに古物商(古物市場主)の許可を申請して取得しなければなりません。

届出をしていない古物商の方は必ず期日までに届出をしてください。

※ すでに「主たる営業所等届出書」を提出されている古物商の方は再度の提出は必要ありません。



期日までに必ず手続きをお願いします。

栃木県警察本部
生活安全部生活安全企画課

028-621-0110



会員事務所訪問コーナー

おじゃましま～す！

今月は、佐野支部の小暮勝会員の事務所におじやましました。



氏名 小暮 勝（こぐれ まさる）
事務所名称 小暮勝行政書士事務所
所在地 佐野市若宮下町14番地12
入会日 平成27年5月15日

・行政書士になったきっかけを教えてください。

平成20年8月に税理士登録をし、税理士として業務を続けるうちにお客様より許認可に関する相談を多数受ける様になりました。

お客様のニーズに応えるために行政書士登録が必要だと強く感じたのがきっかけになります。

・主たる業務はどの分野になりますか？

行政書士としては建設業許可申請や会社設立、相続に関する業務に取り組んでおります。

現在は日本人のお客様がメインですが、国際化が進みましたので外国人のお客様からの問い合わせにも対応できるよう環境を整えているところでです。入管業務など外国人に関する業務分野についても研究中になります。

・仕事をするうえで心掛けていることはありますか？

今日のお客様は事前にインターネットなどである程度知識を身に着けてから相談に見える方が大変多くなりました。また、SNSの普及により口コミも全国どころか全世界にあつという間に広まってしまいます。特に悪い評判の拡散スピードは止めることができません。

専門家に依頼をしたにも関わらず有益なことを

得ることができなかつたと思われない様に日々勉強することを続け、一人ひとりのお客様に対しまして誠実に向き合うことを心掛けております。

・今後の抱負をお聞かせください。

士業登録をしたからといって仕事が舞い込んでくる時代ではございません。たくさんの士業者がおりますので、周りの方と同じ様なことしかしていませんと埋もれてしまいます。

これまで培ってきました経験を活かしながら自分らしさを発信し続け、様々な方のお役に立ちたいと考えております。

取材中にもたくさん電話が鳴り、来客者の対応もされておりました。1件1件とても丁寧で誠実に対応されており、お人柄がよく表れておりました。

小暮会員の事務所には多くのスタッフさんが働いておりました。活き活きとした表情をされ働いていたのがとても印象的でした。

小暮会員の事務所では会議は極力行わない、スタッフさんの年間休日は有給休暇を除いて150日、スタッフさんの意思を尊重し自主性を促すことを大切にしたいとの想いより、仕事のやり方などにあまり口出しをせず、相談があったときに適切な指導を行うとの方針のもと職場環境を提供されておりました。

職場全体の風通しの良さも感じましたので、スタッフのみなさんが活き活きとした表情でお仕事をされているのも納得です。私の補助者時代も同じ様な環境下で働くことができましたので、今思いますととても幸せなことだったと改めて感じることができました。

また小暮会員とは開業当時の苦労話や苦い思い出をしました。私も似た経験をしましたので話が盛り上りました。

この様な困難にも負けず業務を続けておりますので、小暮会員は気概のある方だと感じました。私も見習う点が多くありますね。

大変お忙しい中取材にご対応いただけまして大変感謝しております。小暮会員のますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

（支局長 中村光男）



支局かわら版

真岡市で撮影された映画が公開開始♪

芳賀支部

真岡市の農業委員会に行くときに、建物入口に置いてあり、いつも気になっていたパンフレット。

テレビで俳優さんが告知しているのを見て、ああ、この映画のことなのねと気づきました。

12月13日公開ということなので、もうご覧になった方もいらっしゃるかも知れません。

そう、真岡市役所にあったパンフレットは映画「カツベン！」のものでした。

カツベン！は「shallow dance？」や「それでもボクはやってない」などを手掛けた周防正行監督の最新作で、その周防正行監督が、日本の無声映画時代に活躍していた活動弁士に注目し、自ら書き下ろしたオリジナル脚本により製作された映画です。

その中で、主人公の俊太郎のルーツとなる子ども時代のシーンの一部を撮影したのが、真岡市の高田山専修寺。「せんしゅうじ」と読みたくなりますが、「せんじゅじ」と読みます。

専修寺と言えば、個人的には、私が入会している墓参りが大好きなある会の初代会長さんのお墓があるということで、一度お墓参りに来たことがあります。

せっかくなので、改めて足を運んでみました。

駐車場に車を停め、そこから中に入ろうとすると、門が閉まっており、スマホで営業時間を確認したりしましたが・・・正式な入口は別にあったことを思い出し、無事にそこから入ります。



専修寺は、親鸞聖人が西暦1207年、法難にあって越後の国に配流され、5年の後に罪を許されて関東に入り、常陸国稻田に滞在布教のためにこの地に巡錫（じゅんしやく。僧侶が各地をめぐり、教えを説くこと。）されたときに、真岡城城主大内氏一族の懇請によって作られたのが始まりと伝えられています。

私がお墓参りしたのが大内さんだったので、まさか城主さんのご子孫だったりしたのでしょうか。

専修寺の伽藍（がらん。寺院の建物の総称。）は1226年にととのったそうですが、その後2回の火災により、ほとんどの建物が失われてしまったとか。それでも、先ほど入口（総門）は唯一残った草創当初の建物だと伝えられているそうです。

こちらの御影堂は、1743年の再建とされています。江戸幕府、将軍吉宗公の頃でしょうか。



親鸞聖人の木像などが安置されています。

こちらに来たのが年末だったので、多くの神社では初詣の準備ののぼりなどがあがっていましたが、お寺は静かなものでした。



おっと、年末年始は、こちらの鐘が煩惱を払うのに大活躍するのかも知れませんね。

（支局長 柳 知明）

今年度のシリーズ相続研修会の最終回となる第5回は、改正された民法（相続法）についてと改正後の実務についてを、時間をたっぷり取って説明してもらいます。

段階的に施行されている今回の相続法改正では、特別の寄与をした方にも金銭の請求が認められたり、配偶者の居住権が認められたりと、これまでの問題点を解消する改正となっており、専門家としては覚えておかなければなりません。

第4回までの研修に参加されていなくても、この内容だけは確認しておいて損は無いはずです。

○開催日時 令和2年2月7日（金）13：30～16：40

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階 会議室

○研修内容 第1部「民法改正（相続法）とその後の実務について①」

13：30～15：00（90分）

第2部「民法改正（相続法）とその後の実務について②」

15：10～16：40（90分）

○講 師 行政書士 細見 愛子

○対 象 者 会員、補助者

○受 講 料 500円（毎回500円かかります）

○締め切り 2月3日（月）

※シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立しており、今回ののみの参加でも問題ありません。

○開催日時 令和2年2月13日（木）13：30～15：30

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階

○研修内容 第1部 「関東経済産業局における補助金等の中小企業支援策について
(令和2年度経済産業省概算要求)」

第2部 「台風19号特別貸付を含む日本政策金融公庫の融資制度について」

○講 師 第1部 経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業課 反田勇見 様

第2部 日本政策金融公庫 宇都宮支店 国民生活事業 融資第二課長 大柳昌宏 様

○対 象 者 会 員（補助者の方は受講できません。）

○受 講 料 無 料

○締め切り 2月5日（水）

補助者に関する手続きについて（ご案内）

補助者の設置・異動・廃止があったときには、遅滞なくお手続きをお願いいたします。

また、会員の氏名、法人名、事務所名称、事務所所在地に変更があったときも補助者証に変更が生じますので、お手続きをお願いします。

各手続きに必要な提出書類の詳しい説明や書式は、栃木県行政書士会会員専用ページの最初に表示されるページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。



貨物自動車運送事業研修会 第2回

運輸交通風営部 主催

- 開催日時 令和2年2月15日（土）13：30～16：30
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 内 容
 - ・運送事業者への支援
 - ・一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更申請について
- 講 師 行政書士 石井 治夫
- 対 象 者 会員、補助者
- 受 講 料 500円（当日は事務局が開いていないため、お釣りの出ないようお持ち下さい。）
- 締め切り 2月7日（金）

※ 第3回は令和2年3月21日（土）

「一般貨物自動車運送事業経営許可申請書の作成から申請までの知識を身につける」を予定しています。

国際業務研修会

国際部 主催

- 開催日時 令和2年2月19日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
- 対 象 者 行政書士（申請取次者でなくとも受講できます。補助者は不可）
- 受 講 料 無料
- 締め切り 2月14日（金）

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。



栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（12月）	1名
更新申出（12月）	4名
有効期限切れによる減少（11月末）	1名
申請取次行政書士（12月末現在）	135名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ【会員専用】ページ各種申請様式一
申請取次行政書士—申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：1月31日（金） 受付日：2月12日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

（更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）

倫理研修規則に基づく「倫理研修会」開催のお知らせ

総務部 主催

倫理研修規則に基づき「倫理研修会」を下記の要領で開催します。

規則に、会員は“倫理研修を受講するよう努めなければならない。また、初回受講後は5年毎に研修を受講するよう努めなければならない。”と規定されておりますので、5年以内に開催した倫理研修を受講されていない会員は、今回の研修に参加されるようお願い致します。

また、“新規登録会員は、その登録の日の属する年度の研修を受講するように努めなければならない。”という規定もありますので、今年度登録された会員の方はお申し込みください。

今回は顧問弁護士から、業務における委任についてのご講義をいただきますので、これまでの倫理研修には無い内容となるはずです。

倫理は実際の業務に直結しませんが、倫理をおろそかにすると処分を受け、社会的信用を失うなど大変な事態に陥ることもありますので、受講され、今一度倫理を見直してみてください。

○開催日時 令和2年2月21日（金）13：30～16：40（受付13：00～）。

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階 会議室

○研修内容 13：30～13：50 会長あいさつ および「倫理について」

13：50～15：20 「行政書士の業務における委任の実務」

講師：今泉法律事務所

伊藤 一 弁護士

伊藤幹哲 弁護士

15：30～16：30 DVD研修「職務上請求書」

16：30～16：40 研修全体や倫理に関する質疑応答

○対象者 会員（補助者の方は受講出来ません。）

○受講料 無料

○締め切り 2月17日（月）

※ 全講義受講された方のみ、倫理研修規則に規定された“受講”とみなします。

栃木県行政書士会倫理研修規則

（目的）

第1条 この規則は、栃木県行政書士会（以下、本会という。）会員が、行政書士法の規定を遵守する為に、行政書士の倫理に関する研修（以下、研修という。）の実施について必要な事項を定め、もって会員の品位と信用を高めることを目的とする。

（受講）

第2条 会員は、研修を受講するよう努めなければならない。また、初回受講後は5年毎に研修を受講するよう努めなければならない。

2 新規登録会員は、その登録の日の属する年度の研修を受講するよう努めなければならない。但し、登録の日がその年度の研修終了後である場合は翌年度の初回の研修を受講するよう努めなければならない。

（指導）

第3条 会長は、前条の研修を受講していない会員に対して、研修を受講するよう指導を行う。

（運営）

第4条 研修の運営は、総務部が行うものとする。

（実施）

第5条 研修は、毎年1回以上実施する。

公証人を講師にお招きする研修会を毎年開催しておりますが、今年は「公正証書遺言について」を相続法改正による注意点を交えてご講義いただきます。

今回の民法（相続法）改正では遺言の活用を促進させるための改正がなされ、遺言の注目度が高くなっています。7月からは自筆証書遺言が法務局で保管できるようになりますが、公正証書遺言と何が違うのか、どちらが信頼できるのかなどを専門家として確認しておく必要があります。

講師の佐藤公証人が、この改正についてどんなご意見をお持ちなのかも興味のあるところ。その答えは受講者のみが知ることができますので、多くの申込みをお待ちしております。

○開催日時 令和2年3月9日（月）13：30～（質疑応答含め120分程度）

○開催場所 栃木県不動産会館大会議室（3階）

（住所＝宇都宮市西一の沢町6－27。宅建協会の建物）

○研修内容 「公正証書遺言について～相続法改正による注意点を含めて～」

○講 師 佐藤孝明 公証人（宇都宮公証センター所属）

○対 象 者 会員、補助者

○受 講 料 500円

○締め切り 3月5日（木）

※受付は13時開始です。それ以前の不動産会館への入場はお控えください。

※会場で湯茶の提供ができませんので、必要な方は持参してください。

※駐車場は、「行政書士会の大駐車場」「不動産会館の大駐車場」をご利用ください。

不動産会館前の駐車スペースには駐車しないでください。



栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会 会員専用ページにログイン後、最初に表示されるページの「各種申請様式」から、下記に関する申請の説明と書式がダウンロードできます。

書式の種類	内 容
補助者に関する申請	補助者の設置廃止時。補助者証の記載内容に変更があるとき。 有効期限付きの補助者証を保持しており、期限が到来するとき。
職務上請求書の購入	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を購入するとき。
申請取次行政書士の申出 (新規・更新)	東京入国管理局に申請取次行政書士として申し出るとき。 栃木会書式のみ掲載。日行連書式は日行連HP「連con」内。
行政書士登録の変更申請	住所、事務所所在地や電話番号、氏名等に変更があったとき。 職印を作り替えたとき。
行政書士登録の抹消・廃業	行政書士を辞めるとき。 単位会変更のときはこの中の「退会届」が必要になります。
証明書等の交付	栃木県行政書士会の会員であることの証明書、職印証明書、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明書が必要なとき。
会員証等の再交付	会員証、行政書士証票、行政書士登録証をき損、紛失し、再発行するとき。
慶弔災害見舞金支給願い	栃木県行政書士会慶弔災害見舞金規程の第4条から第7条に規定する事項に該当したときの報告書式。
ホームページ・会員名簿掲載 取扱業務申込書	栃木県行政書士会のホームページ「栃木県の行政書士をさがす」ページへ絞込み検索、および会員名簿用の取扱業務の登録、変更用の書式。

募集

研修会申込書

申込欄に○を付け FAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研修名	受講料	申込〆切	申込		チケット申込	昼食¥500程度
			会員	補助者		
2/7 シリーズ「相続」研修会(第5回)	500円	2/3			—	—
2/13 補助金&融資に関する研修会	無料	2/5		/	—	—
2/15 貨物自動車運送事業研修会 第2回	500円	2/7			—	—
2/19 國際業務研修会	無料	2/14		/	—	—
2/21 倫理研修規則に基づく 「倫理研修会」開催のお知らせ	無料	2/17		/	—	—
3/9 公証人による研修会 「公正証書遺言について」	500円	3/5			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- * 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- * 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- * 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

福利厚生旅行のご案内 偕楽園の梅まつり見学と豪華あんこう鍋定食

1. 開催日 令和2年2月29日(土) 日帰り～雨天決行～
2. 行き先 茨城県 梅の偕楽園→日野治旅館「豪華あんこう鍋定食」→那珂湊でお買い物
3. 集合場所 【1号車】6:15=一戸行政書士事務所(那須塩原市佐野212番地4)
7:15=栃木県行政書士会館
【2号車】7:00=小山市役所西側駐車場
7:30=JR栃木駅南口
4. 参加費 個人負担 一人7,000円(その他の費用は本会で補助します。)
*宇都宮支部・佐野支部・栃木支部・那須支部は更に支部からの補助があります。
(バス代、高速料金、車中おやつ・飲物、見学料、食事代、保険料込み)
5. 対象 会員、会員家族、補助者
6. 申込方法 事務局までお問合せ下さい。詳細をご案内いたします。
7. 受付人数 最大80名 【1号車】 【2号車】 それぞれ先着40名
8. 申込〆切 令和2年2月7日(金) (またはバスの定員に達した時点)



栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(令和元年 12月 31日現在)

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	足利	R1. 12. 1	326-0057	行政書士本間事務所	0284-22-7890	
	本間 美帆			足利市丸山町 719		
	小山	R1. 12. 15	329-0201	肥後喜之行政書士事務所	0285-45-7700	
	肥後 喜之			小山市大字栗宮 1027-15		

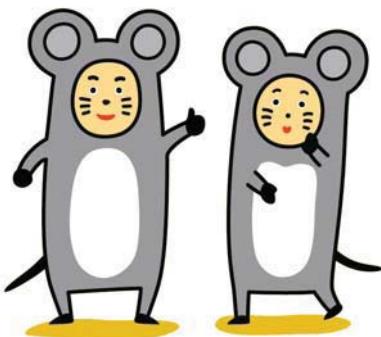
【行政書士法人入会】

支 部・名 称	成立年月日	事 務 所	電 話	社 員
宇都宮	R1. 10. 2	宇都宮東宿郷 3-2-18	028-651-1221	一般社員
行政書士法人NCP 宇都宮事務所		高智穂ビル 7階 -A		赤羽多加志

【退会】

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
小 山	橋本 秀司	R1. 12. 31	廃 業	栃 木	清水 薫	R1. 12. 24	廃 業
宇都宮	渡辺 良樹	R1. 12. 19	廃 業	宇都宮	大野 孔隆	R1. 12. 31	廃 業

謹賀新年



2020

元旦

新春を迎える皆様のご多幸をお祈り申し上げます
本年もよろしくお願ひいたします

スタッフ一同

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)
〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A
Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

HPリニューアルしました！
株式会社ネットコア [Q 検索](#)

編集後記 明けましておめでとうございます。旧年中は、広報誌の原稿にご協力いただきまして、ありがとうございました。 本年も、早い情報の掲載を心がけていきますので、よろしくお願いします。 (広報部 手塚理恵)	行政書士とちぎ 1月号 No.517 発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ https://gt9.or.jp/ 編集定価 広報部 250円 印刷所 有限会社 高久印刷
--	--

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



栃木県行政書士会 令和2年
市民公開講座＆無料相談会



相続・遺言について

相続手続きでお困りの方、いざという時のために備えておきたい方、書類作成の専門家「行政書士」が相続の基礎について解説いたします。

また、講座終了後、無料相談会も実施いたします。
どうぞお気軽にご参加ください。

入場無料
予約不要

宇都宮

2/15(土)

講 座 13:30
相談会 15:00総合コミュニティセンター
大集会室

宇都宮市明保野町 7-1

佐野

2/15(土)

講 座 13:30
相談会 15:30佐野市役所 1 階
市民活動スペース A B C

佐野市高砂町 1

矢板

2/16(日)

講 座 13:30
相談会 15:00矢板市生涯学習館 2 階
研修室 1

矢板市矢板 106 番地 2

足利

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 14:45足利市民プラザ
101号室

足利市朝倉町 264

小山

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 15:00小山城南市民交流センター
ゆめまち

小山市東城南 4-1-12

那須
塩原

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 15:00いきいきふれあいセンター
(黒磯公民館)

那須塩原市桜町 1-5

主催 栃木県行政書士会 宇都宮市西一の沢町1番22号 ☎028-635-1411

後援 宇都宮市・佐野市・矢板市・足利市・小山市・那須塩原市・那須町



行政書士相談センター まるくいく 028-638-0919

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん